

いじめ防止に関する本校の取り組み

1. 目的

この要項は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 13 条に基づき、下北沢成徳高等学校が定めるいじめ防止対策基本方針である。

2. 定義

「いじめ」とは、生徒に対してその一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

3. いじめの防止等のための対策における基本理念

全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。また、いじめが生徒の心身に及ぼす影響など、いじめの問題に対する生徒の理解を深めることを旨として行う。いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

4. いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

5. 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

6. 基本的な方針

本校教職員は生徒の生活を支援する環境を作り、いじめ（インターネットを通じて行われるものも含む）防止への理解を深める啓発活動の充実を図る。また、日常的な相談体制を整えるとともに、長期的な生徒個人のストレスを把握し、担任、教育相談、本校カウンセラーと保護者の連携の下、早期発見、早期対応を行う。その対応や措置についてはいじめ対策委員会を設置し、東京都いじめ防止対策推進基本方針に準ずる。